

高石市教育委員会定例会会議録

(令和元年 12 月定例会)

開会及び閉会の年月日時

開 会	令和元年 12 月 20 日午後 4 時 45 分
閉 会	令和元年 12 月 20 日午後 5 時 18 分

会議に出席した者の職及び氏名

委 員	教 育 長 : 木 寄 茂 巳 委 員 : 西 中 隆 委 員 : 佐 野 慶 子 委 員 : 西 村 陽 子 委 員 : 吉 村 文 一
事務局職員	教 育 部 長 : 細 越 浩 嗣 教 育 部 次 長 : 上 田 豊 明 こ ども 未 来 室 長 : 神 志 那 隆 教 育 総 務 課 長 : 西 川 浩 二 社 会 教 育 課 長 兼 公 民 館 長 : 佐 藤 信 雄 社 会 教 育 課 長 代 理 兼 青 少 年 対 策 班 長 兼 た か い し 市 民 文 化 館 長 : 道 井 里 沙 学 校 教 育 課 長 : 松 田 訓 一 学 校 教 育 課 参 事 : 山 崎 陽 子 学 校 教 育 課 長 代 理 兼 人 権 教 育 推 進 班 長 : 菅 原 庸 晴 教 育 研 究 セ ン タ ー 所 長 : 杉 原 敦 史 こ ども 家 庭 課 長 : 家 村 美 雪 子 育 て 支 援 課 長 : 小 林 弘 典 教 育 総 務 課 係 長 : 前 川 恭 徳 教 育 総 務 課 : 林 陽 子

議題及び議事の要旨及び議決事項

- ・ 議案第 1 号 高石市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について

木寄教育長	議案第 1 号、高石市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則についてを議題とする。
学校教育課長	議案第 1 号、高石市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について説明。 府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を令和元年10月18日施行で改正する旨、大阪府教育委員会教育長より10月18日に通知がある。大阪府の規則改正に準じまして、高石市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則を改正する必要が生じる。 配付しております資料 3 ページ、新旧対照表のほうをごらんください。 今回の改正は、第 2 条の 3 として、障害のある職員について特例を追記するものである。これは障害者の雇用と促進等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する障害者である職員のうち、身体障害者、知的障害者、精神障害者である職員や、また当該職員の特性により特に必要と認める職

	員に対して勤務時間の割り振りを他の職員とは別に定めることができるようになる。本市のみならず、障害者手帳を取得している教職員もいるが、学校運営に支障がない範囲内で勤務時間を、例えば早出遅出勤務等のように当該職員の特性により柔軟に対応できるようにする。実際の運用においては、該当教職員と学校長の面談により、学校長が医師の意見を聞くなどの対応を行った上で運用することになるのではないかと考える。 なお、この規則は令和2年1月1日から施行して、即日対応いたしたいと考えている。
西村委員	今も少し説明があったが、要は、この特例というのは勤務時間の割り振りを別に定め、勤務時間を短くするとかいうことか。
学校教育課長	基本割り振りなので、勤務時間の枠を保ったまま、例えば就学前の子供を持つ教職員が早出遅出等で少し出勤、退勤をずらして対応していく。ただ、やはり障害の特性により医師のご意見とかも要るかと考えている。これは短時間勤務で対応をせざるを得ないケースも出てくると考えている。
西中委員	府費負担の小・中学校の教員で障害のある方は今までもおられたかと思うが、特にこの規則改正以前からいろいろ配慮なさっておられたと思うが、各学校で特にやっておられるか。
学校教育課長	これまでは、特に障害のある職員についての特例という形の規定はなかったが、その職員の特性に合わせて、年休を認めたりしたい。ただ、勤務時間が今回別に定めとなっているので、勤務時間そのものの変更は可能になり、対応が現場でしやすくなったのではないかと考える。
西中委員	結局、これまで以上にこの規則の改正によって障害を受けている方の勤務が非常にやりやすくなったと、そういうふうに理解しているのか。
教育部長	規則改正をして、障害によって勤務時間の割り振りは、子育ての早出遅出と同じような形で、例えば8時半からの勤務を9時にする場合は5時半までという形になる。子育ての関係の職員については、育児短時間勤務というふうな形。あるいは高齢者部分休業、高齢者に対する部分休業の配慮等は定められているが、これに関しては大阪府のほうから、障害のあることについて勤務時間を短縮するという内容についてはまだ通知が来ていない。今の段階での規則改正については割り振りである。短時間勤務をする場合は全ての職員の給与を減額しているの、それと同じような形になると思う。そこについては今後のことになると思う。それは個別対応になるのかどうかというのはまた府の教育庁との協議ということになると思う。
西中委員	規則が「学校運営に支障があるときを除き」とあるから、この割り振り権限というのは学校長がとるということか。学校長にこの趣旨をきちんと理解していただいているということか。
学校教育課長	本日も審議いただき、ご議決後は、校長会で急ぎ、また説明したい。こういった職員のいる学校については特に配慮するように話をしてみたい。
採決	可決

・議案第2号 高石市就学援助費支給規則の一部を改正する規則について

木寄教育長	高石市就学援助費支給規則の一部を改正する規則についてを議題とする。
学校教育課長	議案第2号、高石市就学援助費支給規則の一部を改正する規則について

	<p>て説明。</p> <p>本議案は、高石市教育委員会通則第2条第1項第4号の規定によりまして、本定例会の議決を行いたく提案する。</p>
学校教育課長代理兼人権教育推進班長	<p>本規則は、学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒、または就学予定者の保護者に対して就学援助金を支給し、義務教育の円滑な実施に帰することを目的とする。援助費の支給を受けるためには、保護者が毎年教育委員会に申請し、前年の所得額を確認し、定めている基準額以下であることが確認されましたら支給されるものとなっている。援助費は、保護者の申し出に基づき、口座振替または現金で支給されるが、保護者の委任状への署名押印により、学校長が代理受領し、学校職員に充当することができる。しかし、援助金の支給を受けているご家庭でも、お忙しい保護者の方もふえており、連絡がつきづらく、学校へも教育委員会へもお越しいただき、委任状に直接記入していただくことが難しいケースが多くなっている。</p> <p>そこで、本改正により、第9条のただし書き以下、資料のほうは6ページの対照表のほうをごらんください。</p> <p>「教育委員会が必要と認めるときは、別に支給方法及び支給時期を定めることができる」という表現であったものを、「保護者の同意がある場合、または保護者が学校諸費を滞納している場合は、学校長は援助費を代理受領し、受領した援助費を学校諸費の滞納額に充当することができるものとす」と改め、こちらの内容を保護者が申請する申請書にも記載させていただき、保護者に周知理解を図り、そのことに同意していただいた上で保護者が申請する形にするものである。</p> <p>基本的には、これまでどおり委任状への署名押印を求めていただくことになるが、来ていただいて署名をいただくことが難しい場合は、学校から就学援助費代理受領申立書及び保護者に学校諸費の支払いや委任状への署名押印を求めた記録を提出し、支給方法を学校長の代理受領へと変更することができるようにする。</p> <p>なお、この規則は令和2年1月1日から施行し、即日適用するもので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願いする。</p>
西村委員	<p>この就学援助費の支給を受ける権利というのはこの保護者の方にあるが、それを学校諸費の滞納額に充てるといえるのは、一定保護者の方の同意が要すると思うが、先ほど、この内容を周知して同意をもらうと聞いていたが、具体的にどのようにして周知と同意をもらうのか説明をおねがいする。</p>
学校教育課長代理兼人権教育推進班長	<p>就学援助費のことにつきまして、4月当初に保護者の方に配付する中に就学援助費のお知らせを入れる。</p> <p>また今年度については、1月から入学準備金のための申し込みがあるので、この1月1日からの施行とするものである。説明のほうにも、規則が変わって同意が必要があること。また窓口のほうでも同意していただく上で申請していただくという説明をする予定になっている。</p>
西村委員	<p>こうなりますよという説明をするのはいいが、説明を受けての保護者の方の同意はどうなるのか。</p>
学校教育課長代理兼人権教育推進班長	<p>保護者の方に申請していただく申請書の中に、学校長が援助費を代理受領し、受領した援助費を学校諸費に充当すること。学校諸費の滞納している場合は申請書に記載している内容を読んでいただき、同意を受けるといえる内容になっている。</p>
西村委員	<p>個別の申請のときに保護者の方が署名捺印して申請行為するわけで、滞納したときには学校長が代理受領して諸費に充当されることを同意する文面を入れ、それに同意した上で申請をしてもらう形になっていると</p>

	理解してよいか。
西中委員	<p>1点目は高石市就学援助費支給規則の改正とあるが、これは当然高石市だけでなく、この問題は全国の小・中学校で抱えている問題である。この上位の規則は何か改正があったのか、上位規則の改正を受けて高石市が改正するという事か。</p> <p>もう一つは、目的外に就学援助費を使用して学校諸費に払わないというのが結構あるのも事実で、困った問題である。旧法のほうは「教育委員会が必要と認めるときは」ということで、教育委員会はこの滞納者に対する対策を今まで決めていたわけである。ところが新法では、保護者の同意がある場合ということで学校長に責任がいくようになっているが、このあたりは教育委員会の責任はどうなるのか。この新法と旧法でちょっと僕は読みかねている。</p>
学校教育課長	<p>本市の高石市就学援助費の支給規則については、特に上位規則があり、その改正に伴っての改正ではない。実際運用上さまざま整理していく中で今回の改正をした。1点目については、特に上位規則が改正されたわけではないということである。</p>
西中委員	<p>1点目は、他市ではこういうことをやっていないということか。高石市独自の対策か。</p>
学校教育課長	<p>周辺市町村でも同じようなことをやっている。</p>
西中委員	<p>今でも、ほかはやっているのか。</p>
学校教育課長	<p>もう既に、実施されている。そして2点目は、「教育委員会が必要と認めるときは、別に支給方法及び支給時期を定めることができる」となっているが、新の支給方法は学校長が受け取りという形になる。教育委員会がという文言を省くのは、教育委員会が特に関与しなくなるというわけではない。</p>
西中委員	<p>学校の徴収金の問題、未納者の対応は、各学校長ではなくて各担任が一番やっぱり困る。お金の出さない子供も給食を食べさせないわけにもいかない。いろんな補助教材等も金を出さないからやらないわけにはいかない。平等に与えているわけである。結局未納者の分は誰かがその分を負担しないとイケない。非常に悩ましい問題の解決になるのではないか。</p>
学校教育課長	<p>この学校諸費の滞納の問題というのは、同じようでは実は全く質が違う。本市につきましては、就学援助費を受給しているご家庭の滞納という事実は本市教委としては把握はしていない。皆さんが払っていただいているかなと思う。実際問題その他のご家庭で、今、西中委員がおっしゃったように、滞納というのが実際に発生しているのも事実である。学校現場ではそういった面で担任や管理職また事務職員等も含めて滞納管理を少しずつ払っていただくように努力している状況は続いているのは間違いない。</p>
吉村委員	<p>学校諸費という言葉が出ている。これは具体的な例を挙げて援助されるというふうに書いているのか。それとも、余り具体例は明記されていないのか。</p>
学校教育課長代理兼人権教育推進班長	<p>援助費を受けられる費用として定められたものが掲げられている。保護者のほうにも先ほどお伝えし、お知らせのほうで周知している。</p> <p>学用品費、通学用品費、校外活動費、こちらについては宿泊を伴わないものとするもの両方対象である。あとは新入学児童・生徒学用品費、修学旅行費、学校給食費、卒業アルバム費が対象となっている。こちら内容も保護者のほうに周知する内容となっている。</p>
吉村委員	<p>その中で対応があった場合、督促に応じない場合ということか。もうそれ以外の何か臨時的に発生したものは関係ないと。</p>

西中委員	4月から給食費は教育委員会が管轄することになるのか。
教育総務課長	来年度の1学期から、学校給食は公会計化ということで給食費は市のほうで収納する。
西中委員	未納者の徴収は教育委員会が責任を持つのは教育委員会がまた、大変になる。給食費の担当、係はあるのか。
教育総務課長	学校給食につきましては教育総務課の担当者が、今そちらの準備をしている。
西中委員	教育総務課に係を置くのか。
教育総務課長	いえ、教育総務課の事務分掌の中に学校給食に関するところがあるので、学校給食ということで教育総務課が担当する。
西中委員	専任の方を置かれるのか。1人でやるとなったら小・中学校10校ある給食費全部管理するのはかなり大きな仕事である。担当者をつくるのか。
教育総務課長	課として、そういう業務担当になるので、課の中できちんと役割分担をして、事務の執行をする。
採決	可決

・ 議案第3号 令和2年度全国学力・学習状況調査への参加について

木寄教育長	議案第3号、令和2年度全国学力・学習状況調査への参加について議題とする。
学校教育課長	<p>議案第3号、令和2年度全国学力・学習状況調査への参加について説明する。</p> <p>本議案は、令和2年4月16日木曜日に、全国的な市の児童・生徒の学力や学習状況を把握、分析することにより、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること等を目的で文部科学省が実施する全国学力・学習状況調査について、本市の参加の承認を得るためのものである。</p> <p>次年度実施予定の全国学力・学習状況調査については、今年度と同様に、中学校3年生と小学校6年生の全ての児童・生徒を対象に実施される。</p> <p>なお、実施の要領は8ページ以降に示しているが、概要及び今年度との主な変更点について説明する。</p> <p>教科に関する調査は、小学校では国語と算数、中学校では国語と数学が実施される。</p> <p>今年度は大きな変更が2点。</p> <p>中学校で初めて英語が実施されたこと、また昨年度まで各教科にA問題、B問題、各教科2種類に分かれていたものが統一され、令和2年度についても継続される。</p> <p>また教科については、先ほど申し上げように小学校は国語、算数、中学校は国語、数学のみの実施となる。</p> <p>また、平成26年度より市町村教育委員会の判断で、個々の学校名を明らかにした調査結果を公表できるようになったが、学校教育課としては、来年度につきましても今年度と同様、学校名を明らかにして結果を公表することなく本調査に参加し、その結果を活用して本市の小・中学校の学力向上に関する取り組みの成果と課題について分析を行い、今後の授業等での指導の工夫改善に努めていきたいと考えている。</p>
吉村委員	今年度も支援学級の児童・生徒さんとか、外国籍の児童・生徒さんたちも全員受けるのか。該当年齢の人は。
学校教育課長	この要領は、例えば小学校6年でしたら6年生の4月に試験を受ける

	ということになります。ということは、5年生までの教育課程を全て終えておく必要がある。例えば知的障害のある児童さんでしたら、教育課程がそこまで進んでいる子といない子がいる。時間をかけてでもそこまで国語、算数が進んでいれば受験は可能。ただそこまで教育課程が修了していない、他学年の内容を学習しているという児童・生徒については、やはりこれは受けることができないということになる。ただ、本市におきましては、保護者の方とかなり事前から協議をして、やはり保護者の方もこれを受けたいという理由が非常に高い。その試験までに何とかその時点までの学習内容を終わらせるようにと各学校努力して受験できるようにしている。ただ、全員ではない。そこだけは理解いただければと思う。
吉村委員	一応学習は不十分な方でも、どうしてもという希望があれば受けさせるのか。
学校教育課長	これにつきまして、問題をいただいてそれを解くということは可能である。結果が返ってきてから学校で採点をして、どの程度だったかという採点は学校では可能だと思う。ただ、実際にそれを国のほうに提出するのは、なかなかこの要領の中に入ってこない。そのあたりについては保護者の方と話をし、協議の上で対応をする。
西中委員	実施要領の15ページのアの1「自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること」ということは、各学校でうちの学校の結果を公表するということが可能だということ。高石市としては学校ごとの成績は公表しない。全体でいろいろ今までやっていただいて、かなり分析して、結果も非常に各学校でそれを次年度にいろいろ生かすということで非常に成果を挙げていただいていることはよく承知しているが、学校でうちは公表したいというようなことはないのか。
学校教育課長	今のところは、学校からはそういう意見はない。
西中委員	保護者からの要望もないのか。
吉村委員	もう一点、今年度は英語があったが、そのときにクラスの割り振り、英語の教室替え、コンピューターについて問題はなかったのか。
学校教育課長	英語については、特に話すこと。個人のコンピューターに取り込んでそれを提出するという作業があった。事前からかなり準備をしたので、スムーズであった。全国的に見ると、機械のトラブルや、一個一個のマイクで拾う性能、タイミングがずれてしまう。そのあたりで、本市でもほんの数例だが間違いがあった。そのほかはスムーズに運ばれたかなと考えている。
採決	可決

・ 議案第4号 令和2年度高石市立小中学校教職員人事基本方針及び取扱い上の留意事項の策定について

木寄教育長	議案第4号、令和2年度高石市立小中学校教職員人事基本方針及び取扱い上の留意事項の策定についてを議題とする。
学校教育課長	議案第4号、令和2年度高石市立小中学校教職員人事基本方針及び取扱い上の留意事項の策定について説明する。 今回の資料の35ページから40ページにかけて、令和2年度高石市立小中学校教職員人事基本方針及び取扱い上の留意事項として示している。 特に38ページ、この取扱い上の留意事項については、昨年から新

	<p>たな変更点等はない。本市としては、この基本方針及び取り扱い上の留意事項に基づき、教職員の人事については、引き続き人材育成を図り、各学校においては教職員の年齢別、性別等の構成状況を検討するとともに、指導力、人間関係等も配慮し、それぞれの学校に適合する教職員を配置したいと考えている。</p> <p>また、新規採用後、同一校を4年以上勤務する者については、6年をめぐりとして教育経験を豊かにさせるため計画的な異動等を行っていく。また2項目以降、現任校で7年以上勤務する者については、10年をめぐりとして計画的に異動を行う。さらに、校長及び教頭の人事については、年功序列、性別、学歴等にとらわれることなく、広域的な人事交流に十分配慮しつつ、指導力、適性等を勘案して配置していきたいと考えている。</p>
西中委員	<p>この新採用の異動、それから長期の同一校勤務者の異動は、うまくいっているのか。また、現在、管理職の希望者が少ないことが、全国的な傾向である。管理職になったらしんどいのと一般の教員と、給与的に余り大きな差異がない。その辺はうまくいっているのか。</p>
学校教育課長	<p>今のところ、初任者の6年目をめぐりの異動や、2校目の転勤におきましては順調にしていると考えている。また、産休とか育休の関係で10年を超えている場合等がある。</p> <p>また、管理職につきましては、昨今さまざま協働の業務がどうかというふうな新聞報道もされているが、本市につきましては順調に後継者が育っている。今のところは次の世代の育成に手間取っているということはない。</p>
西中委員	<p>幹部教員の養成というような何か市としても独自の取り組みはあるか。</p>
学校教育課長	<p>本市におきましては、管理職研修会（校長、教頭）を交えて行っている。また、10年目の経験者研修も国のほうでしっかりやっている。本市においては、リーダー研修だったり、またそろそろ管理職をという人材が、教育課程の責任の担当者になったりする機会が非常に多くなっており、集まって話をするという機会をふやして次世代の育成も考えている。</p>
西中委員	<p>中学校の女性の管理職が本市にいないのは何故なのか。小学校は大勢いるが、中学校はどうしていないのかな。</p>
教育部長	<p>現在、女性の教頭、校長がいないが、過去には女性の教頭もいた。今、教育委員会の中で仕事をしている指導主事の中では中学校の女性の教員もいる。いずれ現場へ戻ったときには管理職として中学校の教頭、後の校長になる可能性がある。今現在はないというだけである。</p>
西中委員	<p>高石市では男女雇用ということで委員会がある。私も委員の1人だが、非常に職員の幹部の比率が悪いということを毎回指摘されている。教職員を見ても小学校のほうはかなりいいが、中学校も配慮して行っているということか、了解した。</p>
採決	可決

・ 議案第5号 高石市立総合体育館条例施行附則の一部を改正する規則制定について

木寄教育長	<p>議案第5号、高石市立総合体育館条例施行附則の一部を改正する規則制定についてを議題とする。</p>
社会教育課長	<p>議案第5号、高石市立総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則制定について説明。</p>

	<p>高石市立総合体育館条例の一部を改正する条例制定が令和元年第4回高石市議会定例会において可決された。これに伴い、同施行規則の一部改正する規則を制定するものである。</p> <p>内容としては、体育館の附帯設備の利用料金について、本年10月から施行された消費税及び地方消費税の税率改定等を鑑み、約2%の値上げをするものである。</p> <p>なお、施行期日については令和2年4月1日である。</p>
西村委員	<p>消費税の増税に伴ってということだが、具体的に料金を見ると、100円のもの110円、500円のもの510円になっている。具体的にどういう計算をしているのか。</p>
社会教育課長	<p>この総合体育館の利用料金につきましては、この体育館が平成27年に開設されており、当時消費税が8%。利用料金は税込み8%。これを10%に設定し直すには、まず一旦1.08で割り戻して、それから1.1掛ける。そして10円未満の端数につきましては10円未満を切り上げる。こういった計算根拠になっている。</p>
採決	可決

・議案第6号 たかいし市民文化会館条例施行規則の一部を改正する規則制定について

木寄教育長	<p>議案第6号、たかいし市民文化会館条例施行規則の一部を改正する規則制定についてを議題とする。</p>
社会教育課長	<p>議案第6号、たかいし市民文化会館条例施行規則の一部を改正する規則制定について説明する。</p> <p>後ほど報告第1号において報告するが、たかいし市民文化会館条例の一部を改正する条例制定が令和元年第4回高石市議会定例会において可決された。これに伴い、同施行規則の一部改正する規則を制定するものである。</p> <p>内容としては、たかいし市民文化会館の附帯設備の利用料金について、本年10月から施行された消費税及び地方消費税の税率改定等を鑑み、約5%の値上げするものである。</p> <p>なお、施行期日については、令和2年4月1日である。</p>
採決	可決

・報告第1号 市長からの意見聴取について

教育総務課長	報告第1号 市長からの意見聴取について説明する。
木寄教育長	承認する。

・報告第2号 教育委員会の後援等に関する報告について

教育総務課長	報告第2号、教育委員会の後援等に関する報告について報告する。
木寄教育長	承認する。

・報告第3号 教育委員会関係諸行事等の報告について

各課長	教育委員会関係諸行事等の報告について、令和元年11月20日から令和元年12月24日までの行事について、各課より報告する。
-----	--

木寄教育長	承認する。
-------	-------

・翌年度の主要行事について

各課長	令和元年12月25日から令和2年1月14日までの主要行事予定について、各課から報告する。
木寄教育長	承認する。

・その他教育長が必要と認めた事項

各課長	令和元年12月25日から令和2年1月14日までの主要行事予定について、各課から報告する。
西中委員	令和2年度から特に小学校で教育課程が変わるということで、高学年の英語教育と、IT関係、プログラミング学習が、今まで先生方が経験したことがない（特に小学校）では経験ものが多いが、その辺に対する事前の研修等はどんなふうに行っているのか。
学校教育課長	<p>令和2年度から小学校のほうが新学習指導要領の本格実施、3年度から中学校のほう本格実施という形になっている。本当に今ご指摘いただいたとおり、英語の教科化。それとやはりプログラミングというのが一番重要なところになってくると思う。もちろん新学習指導要領の中でも言われている主体的対話。そういった授業づくりも並行して進めている。</p> <p>特に英語教育においては、本市は夏休みの期間中に全小学校を回り、その学校で研修会を実施するという取り組みをしている。中学校の英語能力に長けた者と指導主事の共同で、その研修を実施している。今回この改定が概要が発表された際には、この教科化において内容等先取りする形で研修等を進めてきた。ALTがきちんと配置できるように予算要求等々今している状態である。プログラミング教育についても研修を続けていきたい。プログラミングをあわせたタブレットの活用については、大阪府全体の中でも非常に評価いただいている。あしたの大阪府教育センターで大阪府全体の教職員を対象にしたフォーラムが開催され、そこでも本市の取り組みが大阪府のプログラミング教育の先進的事例ということで報告を行う。（本市の学校の教員と本市の担当指導主事の任意で発表する。）プログラミング教育については、各学校の情報担当者のほうを通じて情報提供もしているので、何とかうまく立ち上がるのではないかと考えている。</p>
西中委員	特に一番心配したのは小学校。英語となったら免許の中に英語が入っていないから、小学校は。英語教育となると、その中心になる特に堪能な先生、いわゆるネイティブな英語が話せる先生が各7校にいるのか。
学校教育課長	ネイティブな英語が話せるかということ、やはりハードルが高い。ただ、私も学校現場で2年間教頭をしており、見させてもらった感想という形になるが、英語免許のあるなしとか、かなり英語が堪能というのにかかわらず、本当にどの先生もALTの方々とも積極的にコミュニケーションをとって次の授業をしている。本当に学校現場のほうではそういったことに対して、英語教育に対する先生方のアレルギーもかなり薄まってきている。
西中委員	要望ですが、年度が改まったらプログラミング教育と英語教育の学習参観を教育委員会でやる機会を設けていただきたい。

<p>教育部長</p>	<p>補足として。12月の議会で全国学力・学習状況調査の結果について数値的に課題があるという一般質問があった。教育委員会と学校が連携しながら取り組んでいる。その中で数値にあらわれていないところはあるが、地道に学校が取り組み効果を上げているということで説明した。</p> <p>今年度 I B A の結果で中学校 3 年生が英検 3 級程度を取得するものをあげることを数値目標にしている。ことしも去年に上回る成果が出ている。着実に I B A の結果では効果を上げている。ただ、全国学力・学習状況調査の英語の結果は、全国平均、大阪府平均を下回っている課題もあるが、その課題の分析についても担当課は進めている。話す、聞くという力については、読む、書くという部分については課題が出てきているので、そういう部分があるということだけのご理解いただきたい。</p> <p>あと、授業改善についても、先ほどプログラミングを出した大阪府の教育センターのフォーラムで実践発表する。1年に1回開催される大阪府の教育センターのフォーラムで同じ市の中、発表が2つもあるというのは本市だけである。プログラミングと授業改善では次年度の教育委員会の点検評価のところで評価したいと思う。府下でも非常に先進的な取り組みを発表しているので、Aをつけるような感じで考えてもいいのかなと思っている。</p>
<p>佐野委員</p>	<p>年末年始、学校現場でもし何かあったときの連絡体制、学校教育課、社会教育課はできているのか。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>長期休み、深夜に限らず、緊急連絡等のやり方は各学校とも共有している。</p> <p>また、教育委員会の事務局内とも、常に連携している。この冬休み中につきましてもその対応を継続していきたい。</p>
<p>木寄教育長</p>	<p>本年は、教育委員の皆様方におかれましては、何かとご多忙の中、熱心なご議論、本市の教育行政の発展に多大なご尽力を賜りまして心から感謝を申し上げます。また、職員の皆様方におかれましては、何かとご苦勞をおかけし、あわせて感謝を申し上げます。</p> <p>本日を含めまして、あと1週間で新しい年を迎えることとなる。来年が教育委員の皆様方、それから職員の皆様方、どうか幸多きすばらしい一年になりますよう心からお祈りを申し上げます。</p> <p>結びに当たり、寒さが一段と厳しさを増し、インフルエンザの流行等くれぐれもご自愛をいただきまして、輝かしい新年をお迎えになられますよう心からお祈りを申し上げ、年末のご挨拶とさせていただきます。</p>
<p>木寄教育長</p>	<p>以上をもって本定例会を閉会とする。</p>